

オンラインによる接見交通の実現を求める会長声明

- 1 現在、刑事手続のIT化の議論が、法務省の検討会（「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」。以下、「本検討会」という。）で進められている。

本検討会は、刑事手続に関して情報通信技術を活用する方策について、現行法上の法的課題を抽出・整理した上で、その在り方を検討するものである。

本検討会における主な論点項目として、「書類の電子データ化、発受のオンライン化」「捜査・公判における手続の非対面・遠隔化」が挙げられており、この中には、被疑者・被告人との接見交通が含まれる。

- 2 現在、日弁連においては、逮捕段階における公的弁護制度の創設が議論されているところ、逮捕段階からの充実した弁護活動を可能にするためには、逮捕されて間もない時点における迅速な接見が必要不可欠である。

上記迅速な接見を可能とするため、また、身体を拘束された被疑者及び被告人が十分な防御準備をするためにも、書類の授受を含む接見交通のオンライン化の必要性は高度である。

- 3 当会の会員が主な業務を行っている釧路地方裁判所の管轄面積は、四国4県の約1.8倍と広大である。

当会では、各警察署（根室、中標津、弟子屈、厚岸、新得、広尾、遠軽、網走及び斜里）における当番弁護及び被疑者国選弁護について、約40キロメートルから約120キロメートルの移動を要する配点が相当数行われており、担当弁護士は、それぞれ片道1時間から2時間30分程度の時間をかけて移動し接見を行っている。

冬期間には、移動時間は更に長時間となり、悪天候下では移動そのも

のがままならない場合もある。

- 4 当会においては、上記管轄面積による高度の必要性から、本検討会で、オンラインを活用した接見交通の必要性を十分に意識した議論が今後とも継続的になされていくことについて、重大な関心を抱いているところである。

本検討会における議論の中では、オンラインを活用した接見交通について、設備や予算などの問題も指摘されているようであるが、新たな設備の整備等が必要なのは、令状手続のオンライン化をはじめとする刑事手続のIT化全般に当てはまることである。

遅滞なく通信し、協議するための十分な機会、時間及び設備を提供されなければならないことは、国連被拘禁者処遇最低基準規則にも定められているところであり、被疑者・被告人が弁護人の援助を受ける権利を実現するための設備等も当然に国の責任において提供されるべきである。

- 5 刑事手続のIT化の議論は、何よりも被疑者・被告人の人権保障を拡充するという観点で進められるべきである。当会は、オンラインを活用した接見交通の実現に向け、本検討会にて更に具体的な議論が尽くされることを期待する。

2022年2月16日

釧路弁護士会

会長 伊藤 明日佳